

第4次上天草市 男女共同参画推進計画

～つなぎあい 男女につくろう こころかようまち～

(令和5年度～令和9年度)

令和5年3月
上天草市

はじめに



近年の社会情勢は、人口減少や少子高齢化の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による働き方や生活様式の在り方など、家族形態や地域社会において大きく変化しています。このような変化に対応し、豊かで活力ある地域を築くためには、男女がお互いの人権を尊重し、喜びや責任と共に分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠となっています。

上天草市では、平成20年9月に「上天草市男女共同参画社会推進条例」を制定し、この中で男女共同参画社会推進の基本理念を定め、行政、市民、事業者の責務をうたい、男女共同参画社会実現に向けての方向性を明確にいたしました。また、平成20年3月に「上天草市男女共同参画推進計画～つなぎあい 男女につくろう こころかようまち～」を策定し、平成25年3月に第2次計画、平成30年9月に第3次計画を策定し、計画に基づき男女共同参画社会を実現するための施策を推進してきたところです。

しかしながら、依然として「男性は仕事、女性は家事・育児」に代表されるように固定的性別的役割分担意識が存在し、家庭と仕事の両立、地域や行政、審議会等あらゆる分野での方針決定の場への女性の参画推進、配偶者等からの暴力など、男女共同参画に関する課題がなかなか解消できていないのが現状であります。

このような状況の中、第3次上天草市男女共同参画推進計画が令和4年度末で計画期間を終えることから、このたび、社会情勢の変化、上天草市男女共同参画社会推進審議会等の意見、アンケート調査の結果及びこれまでの成果・課題などを踏まえ「第4次上天草市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画の意識づくり、家庭や地域、雇用の場における男女共同参画の推進について重点的に取組むこととしています。

今後も、市民の皆様をはじめ、事業者、各種団体の皆様とともにこの計画の着実な推進を図つてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に御審議賜りました上天草市男女共同参画社会推進審議会の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました多くの市民の皆様、関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和5年3月
上天草市長 堀江 隆臣

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2

第2章 上天草市の現状と課題

1 上天草市の現状	3
2 国・県・市の動き	4
3 上天草市の課題	6

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	17
2 基本方針	17
3 施策の方向性（体系図）	18

第4章 施策の展開

1 具体的施策	19
2 成果指標	30

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	31
2 計画の進行管理・評価	31

＜資料編＞

日本国憲法（抄）	32
男女共同参画社会基本法	34
熊本県男女共同参画推進条例	40
上天草市男女共同参画社会推進条例	45
上天草市男女共同参画社会推進会議設置要項	52
上天草市男女共同参画社会推進プロジェクトチーム設置要項	54
用語解説	56
上天草市男女共同参画都市宣言文	58

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

上天草市では、2008（平成20）年3月に「上天草市男女共同参画推進計画」、2013（平成25）年3月に「第2次上天草市男女共同参画推進計画」、2018（平成30）年9月に「第3次上天草市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画の取組みを進めてきました。

しかし、男女共同参画社会の実現にはまだまだ多くの問題点や課題が残されており、これらの問題や課題に対応するため、継続して取り組んでいく必要があります。

本計画では、「上天草市第2次総合計画」を上位計画とし、「第3次上天草市男女共同参画推進計画」を継承しつつ、令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の成果と課題を踏まえ、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて「第4次上天草市男女共同参画推進計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「上天草市男女共同参画社会推進条例」第11条第1項に基づく計画であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次熊本県男女共同参画計画」等との整合を図り、「上天草市第2次総合計画」で位置づけた男女共同参画社会づくりを具体化するための計画です。

本計画は、平成20年に策定された「上天草市男女共同参画推進計画」の第4次計画であり、社会情勢の変化、上天草市男女共同参画社会推進審議会・上天草市男女共同参画社会推進会議・上天草市男女共同参画社会推進プロジェクトチームの協議、アンケート調査の結果及び第3次計画の成果・課題などを踏まえて策定したもので、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針となるものです。

また、本計画の基本方針Ⅱ「安心して暮らせる環境づくり」②パートナーに対するあらゆる暴力の根絶は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（DV対策基本計画）として位置づけます。

さらに、本計画の基本方針Ⅲ「あらゆる分野での男女共同参画の促進」は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

『持続可能な開発目標（SDGs）』に関する位置付け

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015（平成27）年の国連サミットにて採択された、持続可能でよりよい社会の実現を目指すためのジェンダー平等をはじめとした17の開発目標と169のターゲットで構成されているものです。また、本市は、「2022年度SDGs未来都市」に選定されているところであります、島々を抱く穏やかな海で自然の恵みを活かしたサステナブルシティとしてSDGsの推進に向けた取組みを進めています。



3 計画の期間

この計画の期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

第2章 上天草市の現状と課題

1 上天草市の現状

上天草市は、2004（平成16）年3月31日に合併して以降、天草に住み集う人々が美しい自然と陽光のもと、元気に活き活きと躍動するとともに、「天草」の風を全国に発信することを目指して、多様な地域資源を生かした独自のまちづくりを進めています。具体的には、天草の貴重な財産である海、美しい景観の保全・再生を基本理念に、観光の基盤となる一次産業の振興を図るとともに、保健・福祉の振興によるまちづくりを積極的に推進し、地域性を生かした産業の振興に取り組み、上天草市総合計画に基づき『“人”と“海”のふれあうまち』をキャッチフレーズとして、男女共同参画社会への対応を推進してきました。

しかし、いまだに市民生活や社会制度、慣行のなかに、性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、あらゆる分野への女性の社会参画を拒む要因となっています。

当市の現状は、合併当初の2004（平成16）年4月時点の人口は35,677人でしたが、第1次計画を策定した2008（平成20）年3月末では33,319人、第2次計画を策定した2013（平成25）年3月末では30,608人、第3次計画を策定した2018（平成30）年9月末時点では27,412人、2022（令和4）年3月末では25,370人となっています。また、65歳以上の人口の割合は、合併当初は約28.5%、2008（平成20）年3月末では約30.6%、2013（平成25）年3月末では約33.7%、2018（平成30年）9月末では約38.6%、2022（令和4）年3月末では約42.5%と、高齢者が多く、若年者が極端に少ない過疎地域となっています。

女性登用の割合としては、各種審議会等において、委員改選時の積極的な女性登用に取り組んできましたが、令和3年度においては、市議会議員16人中女性議員が2人で約12.5%、地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等では委員232人中女性59人で約25.4%、市職員では管理職34人中女性4人で約11.8%と市政や地域、事業所の管理職、各種団体等において、意思決定過程への女性の参画が少しずつ増加の傾向にはありますが、本市が定める附属機関等の設置及び管理に関する要綱第8条に示す女性委員の目標値30%を下回っている状況です。

人口減少、少子高齢化が進む中、知識、経験、意欲を持つ男女がともに能力を発揮でき、お互いの人権が尊重され、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画できる社会をつくることは重要な課題です。

本市は、これまで男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んできましたが、残念ながら、いまだ十分な成果があがっているとは言えません。そこで第3次計画を継承しつつ、上天草市男女共同参画社会推進審議会等の意見、アンケート調査の結果及びこれまでの成果・課題などを踏まえながら、本市における真の男女共同参画社会の実現を目指します。

2 国・県・市の動き

(1) 国の動き

1999（平成 11）年、「男女共同参画基本法」が制定されました。この法律によって、「男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国社会にとっての最重要課題」と位置付けられ、2000（平成 12）年には、基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）の制定、2015（平成 27）年には「女性活躍推進法」が公布され、地方公共団体においては「推進計画（協力義務）」及び数値目標を持った「特定事業主行動計画」の策定が義務づけられました。

2018（平成 30）年には、5 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、7 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、女性活躍を推進するための法制度の整備が行われました。

2020（令和 2）年には、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が定められ、暴力（DV）等の増加や深刻化に対する施策が講じられました。また、社会経済情勢の変化等を反映し、男女共同参画の推進を図るため、「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(2) 熊本県の動き

熊本県においても国の取組みを受けて、1977（昭和 52）年に商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口を設置し、県の指針となる計画の策定等が進められてきました。

2001（平成 13）年には「熊本県男女共同参画計画」（ハーモニープランくまもと 21）を策定、翌年 2002（平成 14）年には「熊本県男女共同参画推進条例」が施行、男女共同参画センターの開設など、男女共同参画社会づくりのための推進体制整備を積極的に進めました。

2015（平成 27）年には、「第 4 次熊本県男女共同参画計画」及び「熊本県女性の活躍推進計画」を策定し、さらなる男女共同参画社会づくりを推進しています。

2021（令和 3）年には、これまでの成果や課題、熊本地震や豪雨災害の経験からの防災・復興分野における男女共同参画の推進、新型コロナウイルス感染症拡大などによる社会情勢の変化を踏まえ、「男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」を基本目標とした、「第 5 次熊本県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

(3) 上天草市の動き

2004（平成 16）年 3 月 31 日の合併以降、男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めています。

府内機関として、2004（平成 16）年には、関係各課の職員をメンバーとした「男女共同参画プロジェクトチーム」を設置し、県との共催行事「男女共同参画フォーラム in 上天

草」を市民参加の実行委員会とともに開催しました。

2006（平成 18）年度には、男女共同参画プロジェクトチームの上部機関として「男女共同参画社会推進会議」、また、各分野の代表及び一般公募により選出された市民による「上天草市男女共同参画社会推進審議会」を設置し、「上天草市男女共同参画推進計画」の策定に向けて市民目線の意見を取り入れながら協議を重ねてきました。

2008（平成 20）年には、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、上天草市男女共同参画推進計画を総合的かつ計画的に推進するため、「上天草市男女共同参画社会推進条例」を制定し、市民への男女共同参画の理解・協力を推進しました。

2009（平成 21）年には「男女共同参画都市」を宣言し、内閣府奨励事業として「上天草市男女共同参画宣言都市記念式典」を開催しました。

2010（平成 22）年以降、男女共同参画都市宣言を行った 1 月 24 日を始まりとする 1 週間を「上天草市男女共同参画週間」と設定し、毎年様々な啓発を行うとともに、「上天草市男女共同参画フォーラム～みんなでつなG o !かい～」を開催しています。

2018（平成 30）年には、「DV防止法」、「女性活躍推進法」に基づく計画と一体化した計画として、「第 3 次上天草市男女共同参画推進計画」を策定し、男女の個性と能力が十分に発揮されるまちづくりを推進してきました。

今後、第 3 次上天草市男女共同参画推進計画を引き継ぎ、これまでの成果と課題及び新しい動き等を踏まえ、さらなる男女共同参画社会を推進していきます。

3 上天草市の課題

上天草市の男女共同参画に関する実態や意識を把握し、推進の課題、方向性を明らかにすることを目的に、市民アンケート調査を実施しました。

調査概要

調査対象	上天草市在住の満20歳～79歳の男女各600人、計1,200人
調査方法	書面により、配布・回収は郵送による無記名調査
調査期間	令和4年2月10日～令和4年3月31日
回収数／回収率	477人／39.8%

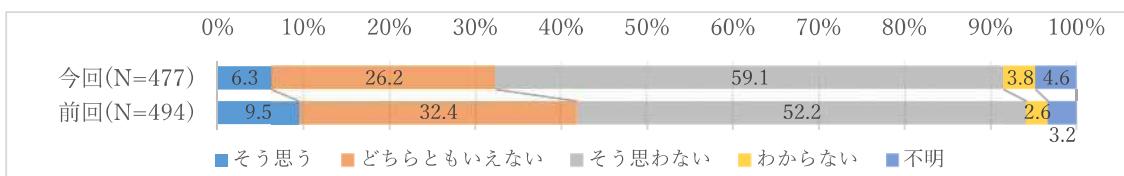
(1) 男女平等意識について

「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という意見に否定的な人の割合は、59.1%と前回の52.2%に比べ増加しており、固定的な性別役割分担への意識が変化してきていることが伺えます。[図1]

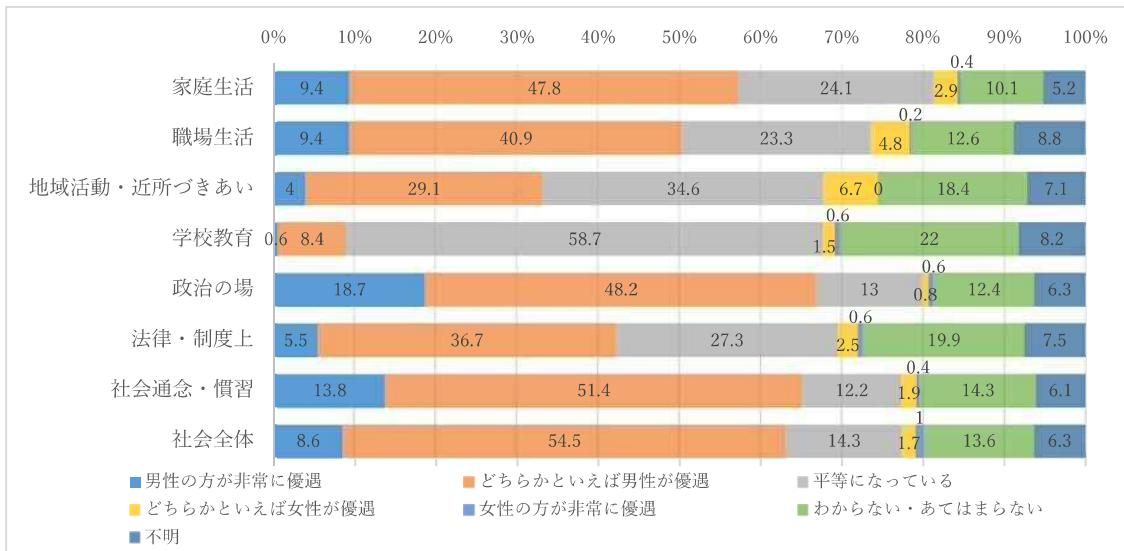
しかし、さまざまな場面においての男女の地位について、「学校教育」、「地域活動・近所づきあい」では「平等」と感じている人の割合は比較的高いが、「家庭生活」、「職場生活」、「政治の場」、「法律・制度上」、「社会通念・慣習」、「社会全体」においては、「男性優遇」と感じている人の割合が6割を超えており、[図2]

男女平等意識を高める啓発活動など、さまざまな分野での女性の登用及び女性が活躍できるよう推進していくことが必要と思われます。

[図1]【男は仕事、女は家庭を中心とする方がよい】



[図2]【あらゆる場面において、男女の地位は平等になっているか】



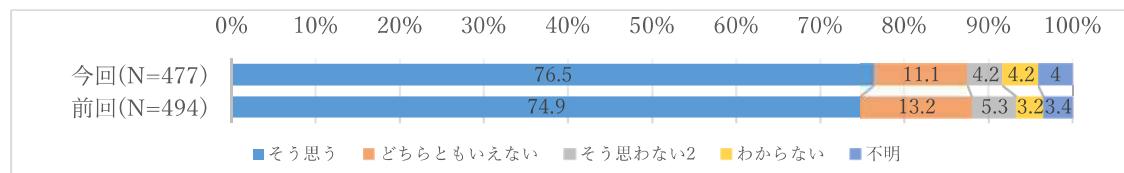
(2) 男女平等教育について

子どもの教育について、「男か女かによって生き方を決めつけてしまわない方がよい」という意見に肯定的な人の割合は、前回同等7割を超えていました。[図3]

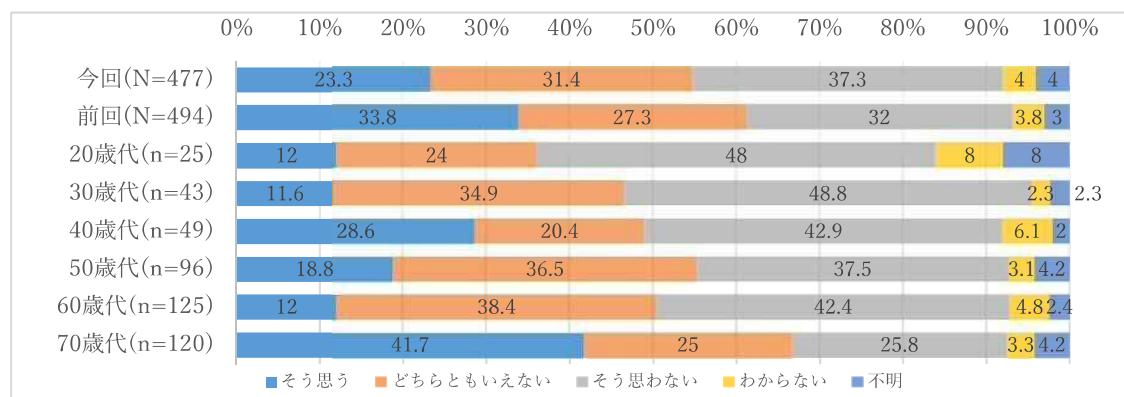
また、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけた方がよい」という意見に否定的な人の割合は、37.3%と前回の32%に比べ増加しています。

しかし、高い年代になるにつれて否定的な割合は低くなっています。固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが伺えます。[図4]

[図3]【男か女かによって生き方を決めつけてしまわない方がよい】



[図4]【男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけた方がよい】

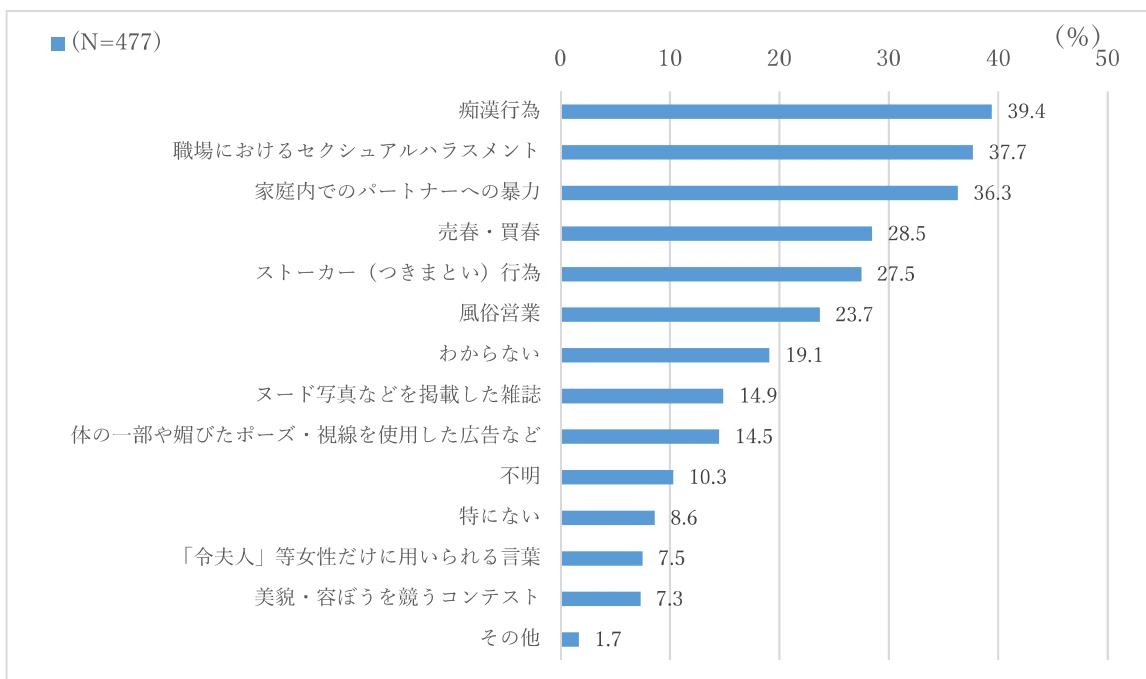


(3) 男女の人権尊重

男性または女性の人権が尊重されていないと感じることとして、「痴漢行為」が39.4%と最も高く、次いで「職場におけるセクシャルハラスメント」37.7%、「家庭内のパートナーへの暴力」36.3%、「売春、買春」28.5%、「ストーカー（つきまとい）行為」27.5%などが多い結果となっています。[図5]

男女が個人として尊重され、あらゆる分野に参画できる社会づくりを進めていくためには、人間尊重、基本的な人権の確立につながる基本的な問題として捉え、差別や偏見をなくし、互いを理解し認め合う社会を構築していく必要があります。

【図5】【男性または女性の人権が尊重されていないと感じること】



（4）仕事と家庭の両立支援

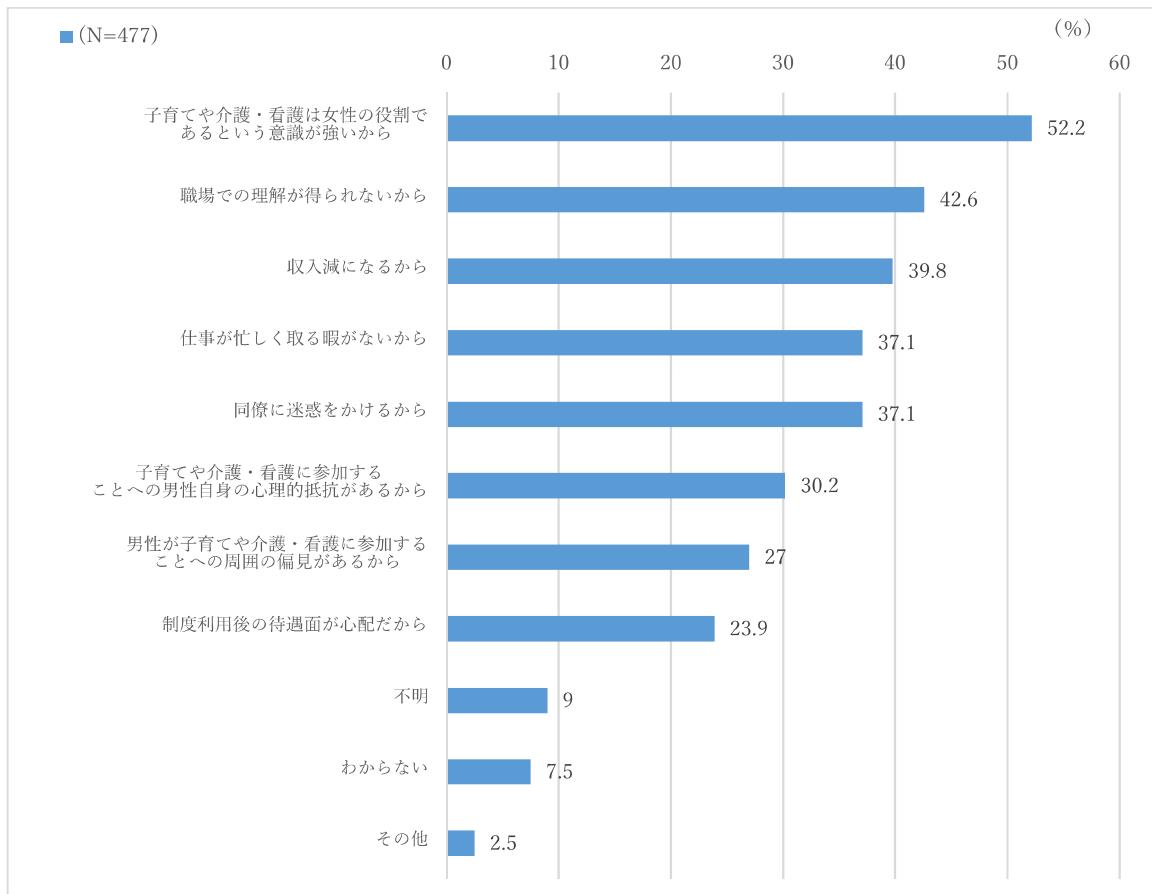
性別にとらわれることなく多様な生き方を自ら選択し、いきいきと生活していくためには、ライフスタイルの変化に応じて、男女がそれぞれの個性と能力を発揮することができるよう、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定観念を解消する意識づくりと、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、家庭や職場生活を支える環境づくりが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により働き方などの環境の変化が見られる中で、多様な働き方の促進など、社会情勢の変化に対応した取組みが求められています。

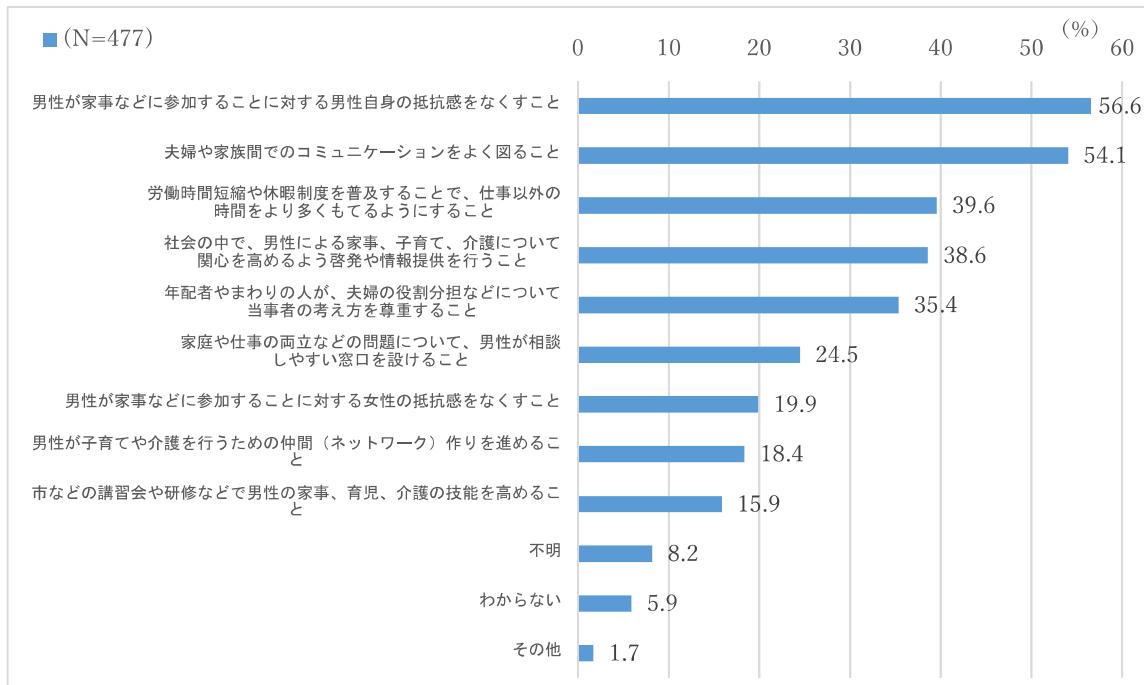
育児・介護休業制度の男性の利用が少ない理由について、「子育てや介護・看護は女性の役割であるという意識が強いから」が52.2%と最も高く、次いで「職場での理解が得られないから」42.6%、「収入減になるから」39.1%、「同僚に迷惑をかけるから」37.1%、「仕事が忙しく取る暇がない」37.1%となっています。[図6]

また、男性が仕事と家庭を両立させる環境づくりに必要なことについては、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」56.6%、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る事」54.1%、「仕事以外の時間をより多く持てるようにする」39.6%となっています。[図7]

[図6] 【育児・介護休業制度の男性の利用が少ない理由について】



[図7] 【男性が仕事と家庭を両立させる環境づくりに必要なこと】

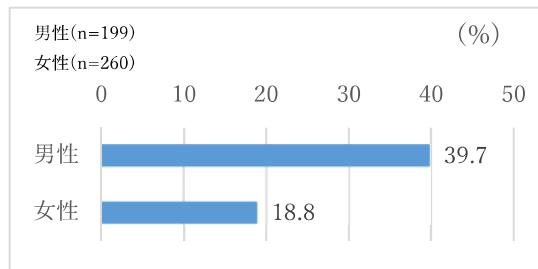


(5) パートナーに対するあらゆる暴力の根絶

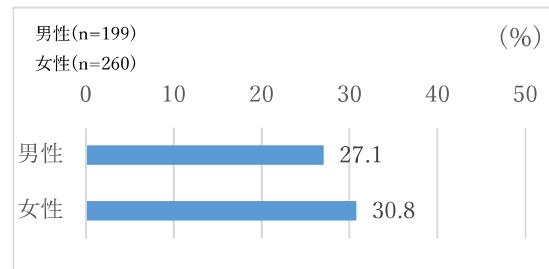
DV（ドメスティックバイオレンス）やセクシャルハラスメントなどの性別による暴力の防止を図る事は、男女の人権が尊重される社会を構築するための重要な課題です。

配偶者や恋人に対して、なんらかのDV・ハラスメントをしたことがある人の割合は、男性 39.7%、女性 18.8%となっており、受けたことがある人の割合は、男性 27.1%、女性 30.8%となっています。[図8-1] [図8-2]

[図8-1] 【したことがある】



[図8-2] 【受けたことがある】

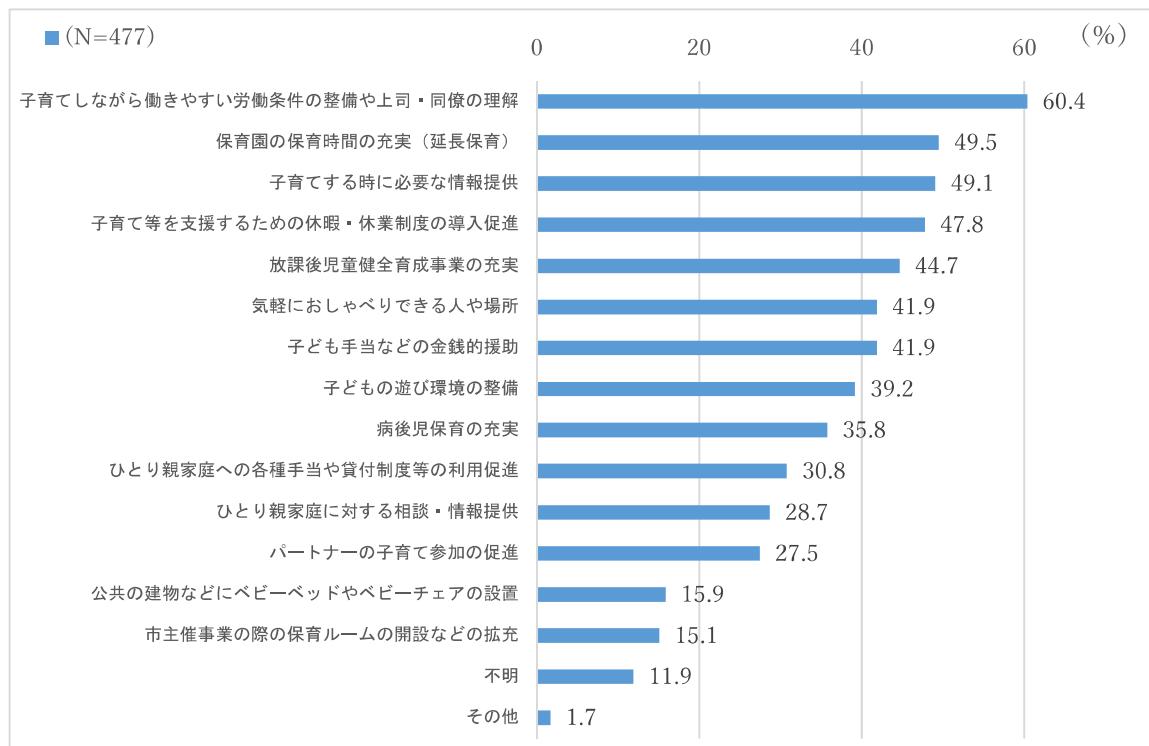


(6) 子育て支援の充実

家庭形態やライフスタイルの変化、働き方の多様化などに伴い、子育てについても多様な支援が必要です。

子育て支援に必要だと思うこととして、「子育てしながら働きやすい労働条件の整備や上司・同僚の理解」が 60.4%と最も高く、次いで「保育園の保育時間の充実(延長保育)」49.5%、「子育てする時に必要な情報提供」49.1%、「子育て等を支援するための休暇・休業制度の導入促進」47.8%となっています。[図9]

[図9] 【子育て支援でどのようなことが必要か】



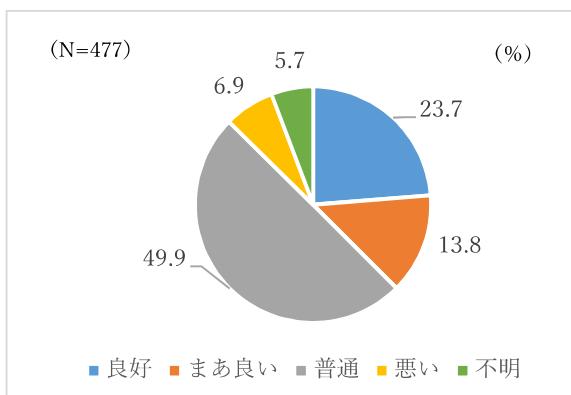
(7) 男女の健康づくり支援

個人が主体的に、生きがいを持って、幸せな生活を送るために、健康の保持・増進を図ることができるよう、ライフスタイルに応じた保健事業の推進、また、保健・医療・介護等を関係機関と連携を図り、充実したサービスの提供が求められます。

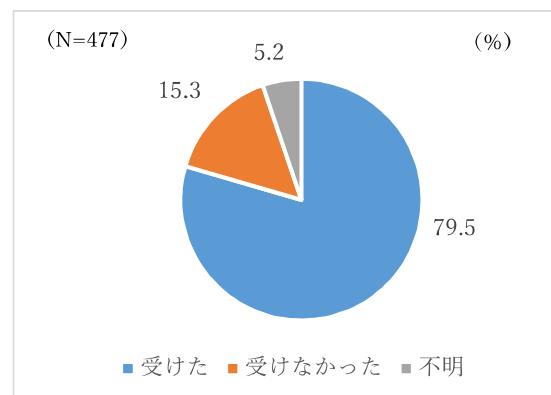
アンケート調査によると、現在の健康状態について、「普通」49.9%が最も高く、次いで「良好」23.7%、「まあ良い」13.8%となっています。[図 10-1]

また、この1年間の健康診断の受診状況については、「受けた」79.5%、「受けなかった」15.3%となっています。[図 10-2]

[図 10-1] 【健康状態】



[図 10-2] 【この1年間に健康診断を受診したか】



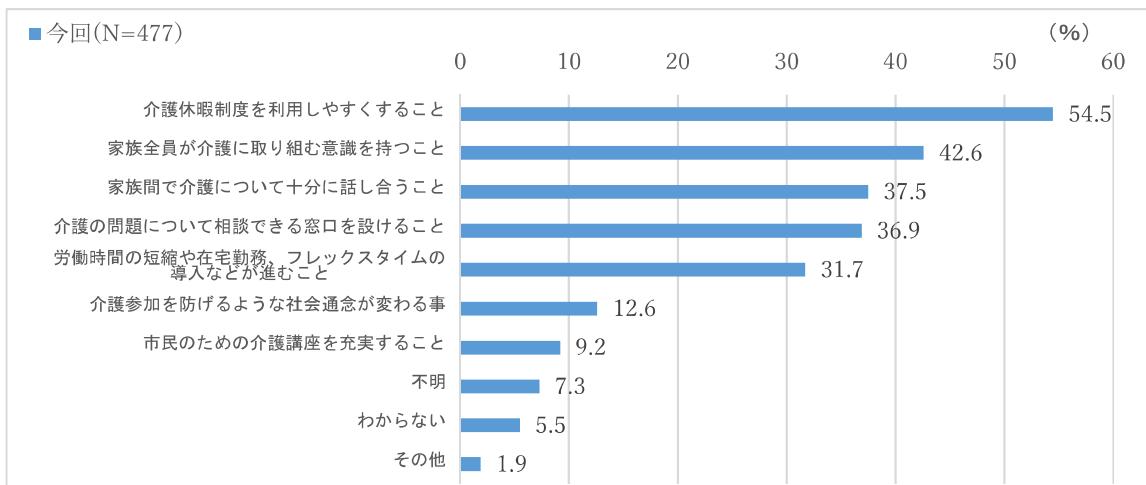
(8) 高齢者等の生きがいづくりと生活支援

高齢化が進む中で、介護にかかる女性の割合は大きく、男女共同参画社会を実現するためには、介護負担を分担できるよう、また、高齢者や家族が家庭や地域で安心して暮らせるよう社会基盤の構築を図ることが重要です。

家族全員が介護に参加していくためにどのようなことが重要になるかについて、「介護休暇制度を利用しやすくすること」54.5%が最も高く、次いで「家族全員が介護に取り組む意識を持つこと」42.6%、「家族間で介護について十分に話し合うこと」37.5%となっています。

[図 11]

[図 11] 【家族全員が介護に参加していくためにどのようなことが重要になるか】



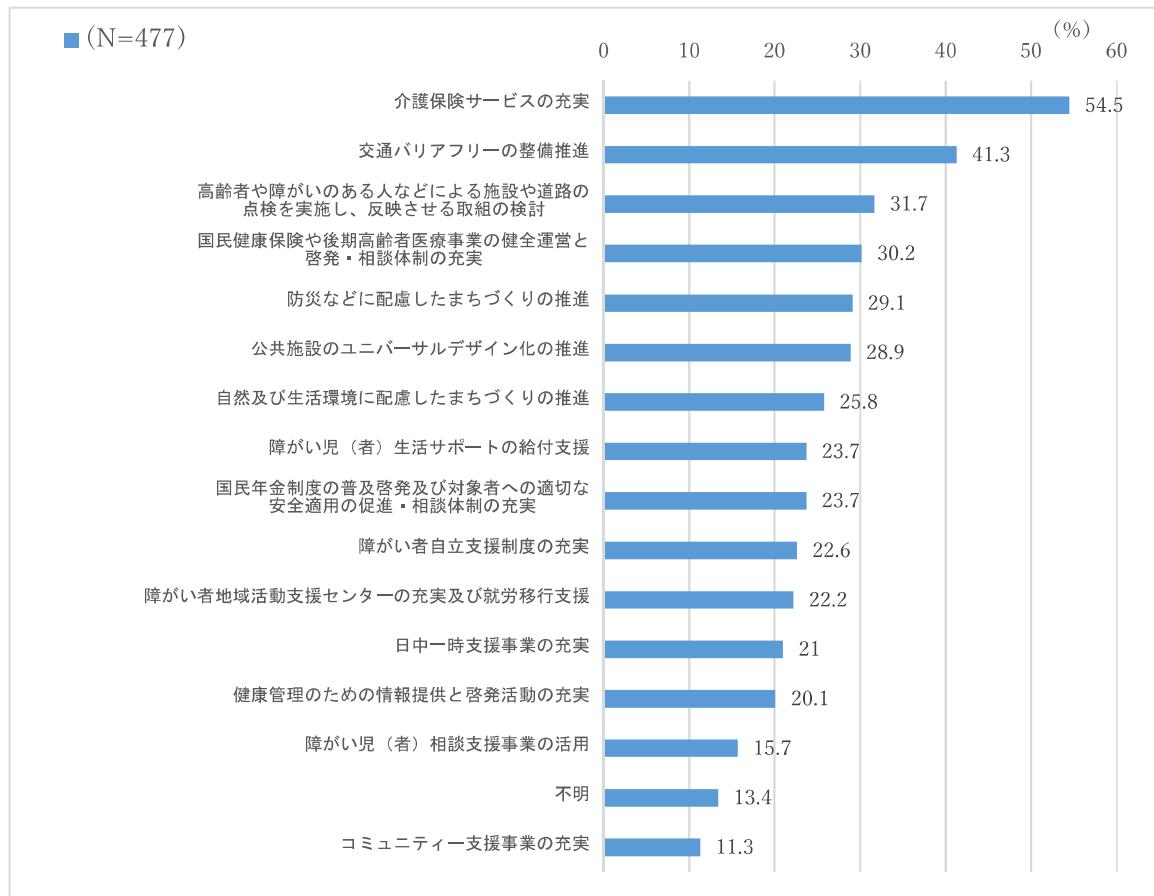
(9) 安心して暮らせる環境の整備

急速な高齢化により、介護を必要とする高齢者の増加、介護の長期化・重度化が進んでおり、介護する家族の負担が大きなものとなっています。介護負担が要介護者の家族、女性に集中することのないよう、介護サービスを利用した社会全体で支えていく仕組みが必要です。

また、高齢者や障がい者が、意欲や能力に応じて社会との関わりを持ち続け、社会を支える一員として充実した生活を送れる社会が求められます。

だれもが安心して暮らすために必要な施策として、「介護保険サービスの充実」が54.5%と最も高く、次いで「交通バリアフリーの整備推進」41.3%、「高齢者や障害のある人などによる施設や道路の点検を実施し、反映させる取組の検討」31.7%となっています。[図12]

[図12] 【だれもが安心して暮らすためにどのような施策が必要か】



(1.O) 政策・方針決定の場への女性登用の促進

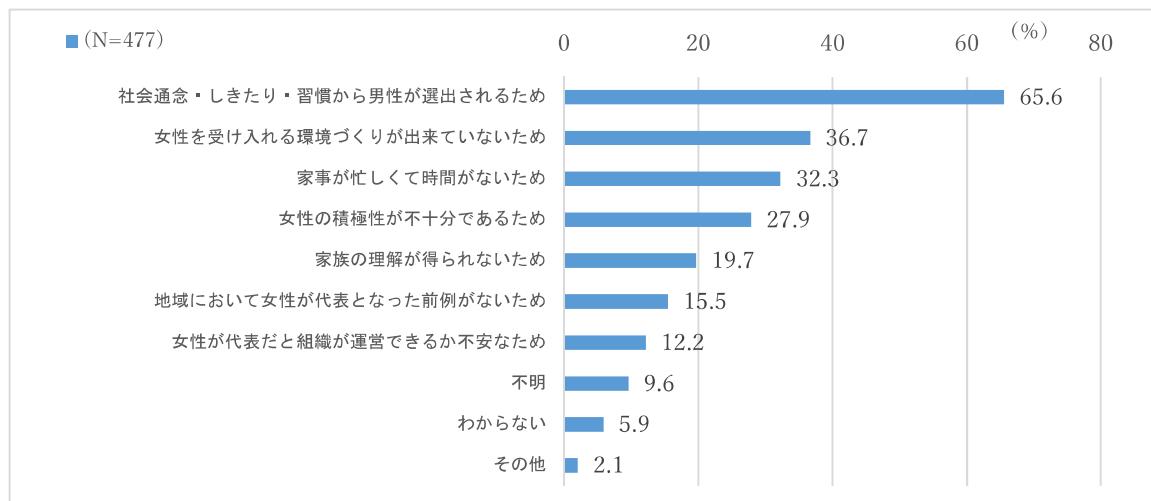
男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、性別による固定的な役割分担など、男女共同参画社会の形成を阻害するものについて意識し見直していくことが必要であり、ジェンダー平等の達成に向けて努力していくことが大切です。

しかし、いまだ性別による固定的な役割分担意識があり、市の政策・方針決定の場や地域活動における意思決定の場などへの男女の偏りが見られる場面が存在し、課題が残されているのが現状です。

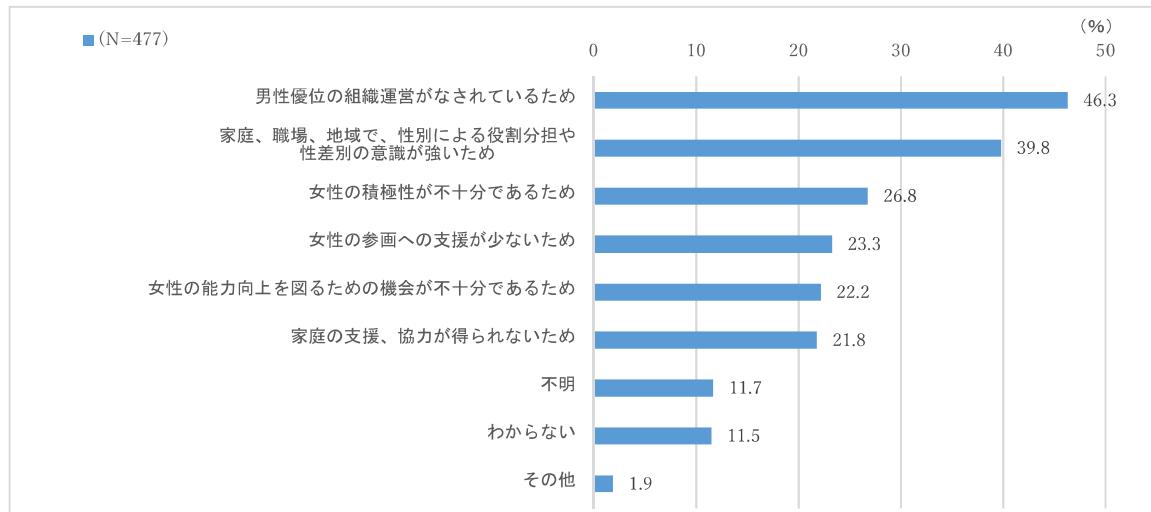
地域等の団体の代表に女性が少ない原因としては、「社会通念・しきたり・習慣から男性が選出されるため」が65.6%と最も高く、次いで「女性を受け入れる環境づくりが出来ていないため」36.7%、「家事が忙しくて時間がないため」32.3%となっています。[図13]

また、企画立案や方針決定の場に女性が少ない原因としては、「男性優位の組織運営がなされているため」が46.3%と最も高く、次いで「家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いため」39.8%、「女性の積極性が不十分であるため」26.8%となっています。[図14]

[図13]【地域などの団体の代表に女性が少ない原因】



[図14]【政治や行政、職場等において、企画立案や方針決定の場に女性が少ない原因】



(1.1) 雇用の場における男女共同参画の推進

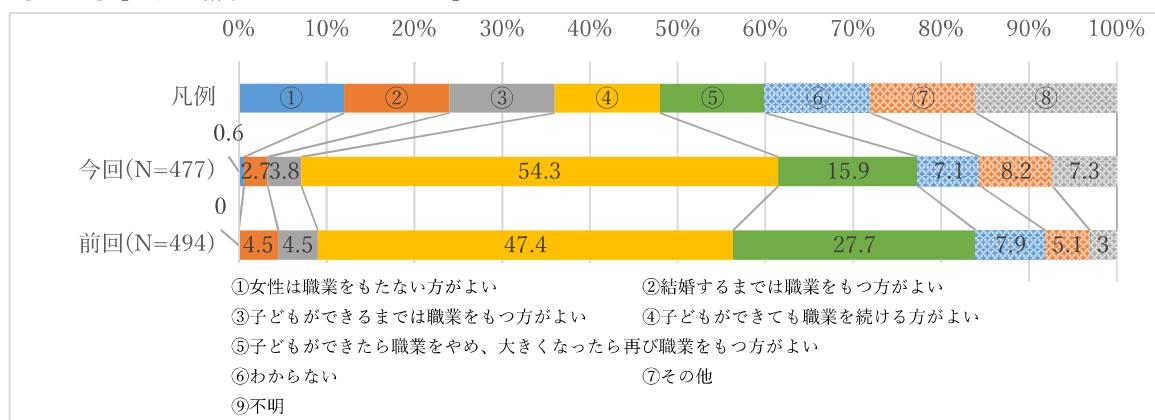
職業生活において、女性が多様な職場に進出し、その地位を確立できるよう、女性の職業能力を高めるとともに、女性の負担軽減などを支援し、持てる能力を十分発揮し、一人一人が自分にあった生き方を選択できる環境づくりが必要です。

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会情勢や働き方にも変化が見られる中で、雇用環境の不安定さなど、ジェンダーに起因する様々な課題への対応が求められます。

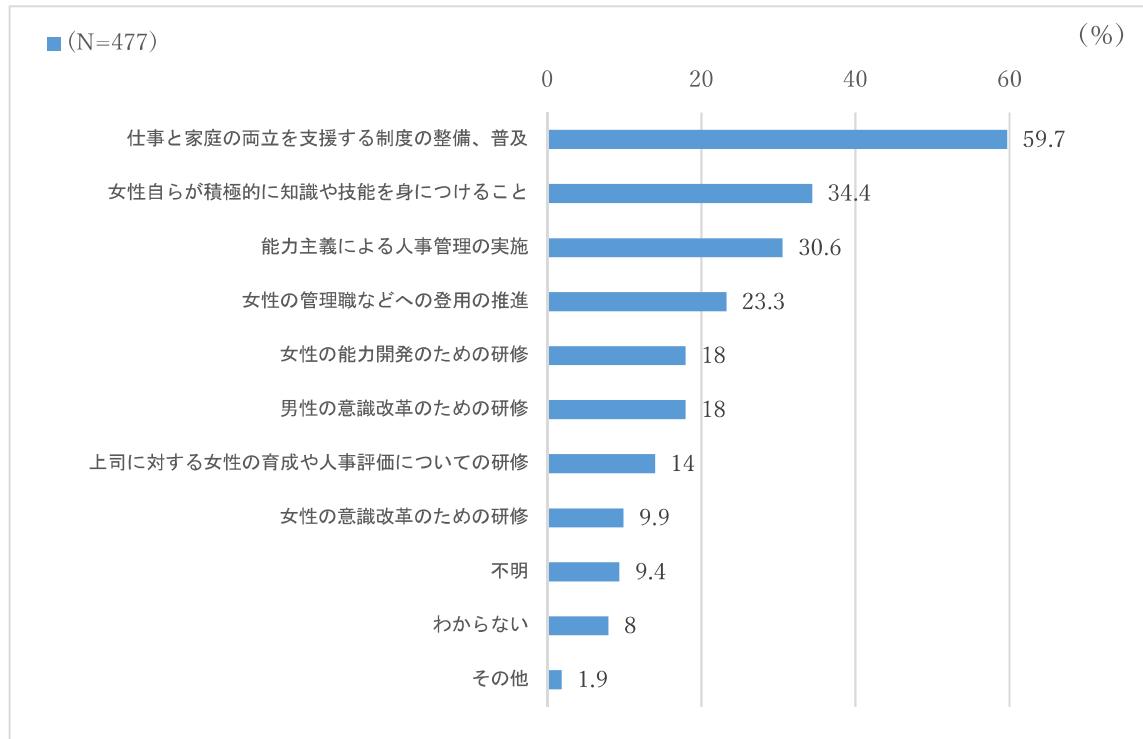
女性が職業を持つことについて、「子どもがきても職業を続ける方がよい」が54.3%と最も高く、前回から6.9ポイント高くなっています。[図15]

また、女性が職場で能力を発揮するために必要なこととしては、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備、普及」が59.7%と最も高く、次いで「女性自らが積極的に知識や技能を身につけること」34.4%、「能力主義による人事管理の実施」30.6%となっています。[図16]

[図15]【女性が職業をもつことについて】



[図16]【女性が職場で能力を発揮するために必要なこと】



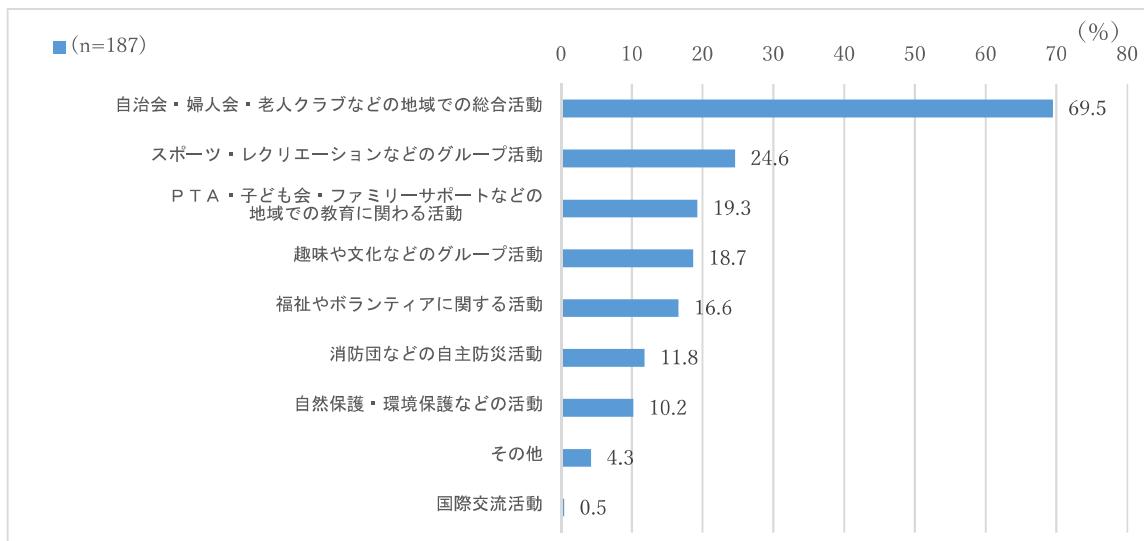
(1.2) 地域・社会活動への男女共同参画推進

男女が家庭や地域の活動に積極的に参加し、互いに意見し、責任を分かれながら活動することで、様々な視点を取り入れたまちづくりが進められ、生きがいを持った生涯を送ることにもつながります。そのためには、女性の活動拠点の整備や女性団体・グループの支援、多様な福祉ニーズに対応する総合的な社会福祉活動が求められます。

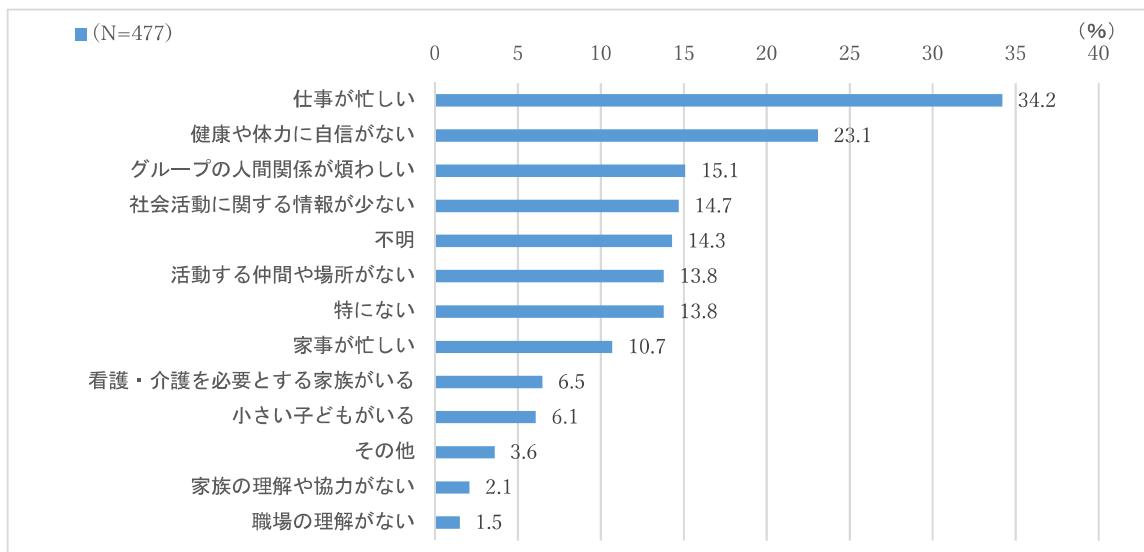
現在参加している地域や社会活動については、「自治会・婦人会・老人クラブなどの地域での総合活動」69.5%が最も高く、次いで「スポーツ・レクリエーションなどのグループ活動」24.6%、「PTA・子ども会・ファミリーサポートなどの地域での教育に関わる活動」19.3%となっています。[図17]

また、社会活動に参加する上で支障となることについては、「仕事が忙しい」34.2%が最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」23.1%、「グループの人間関係が煩わしい」15.1%となっています。[図18]

[図17] 【現在参加している地域や社会活動】



[図18] 【社会活動に参加する上で、支障となること】



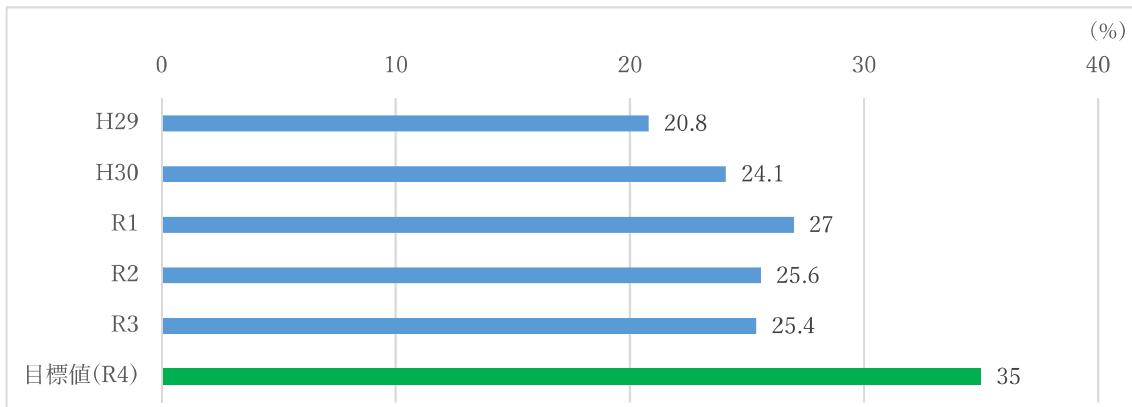
(1.3) 市の推進体制の強化

上天草市において、女性委員が様々な経験や成長の機会を持ち、個性と能力を発揮することは、組織の活力向上だけでなく、女性の参画拡大にもつながります。

令和3年度の上天草市の各審議会等への女性委員の登用割合は 25.4%となっており、第3次計画の目標値 35%に満たない数値となっております。[図 19]

女性の積極的な登用を促すとともに、育児・介護休業の取得などの支援、またそれらを取得するための働きやすい環境づくりが求められます。

[図 19] 【地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の女性の登用割合】



(1.4) 国際理解と交流の促進

男女共同参画は世界共通の課題であり、世界各国で取組まれています。

世界が抱えるさまざまな問題の解消や国際貢献についての理解を深めること、特に、女性問題は国際的な共通課題であり、そのためには、国際交流など国際化に対応した取組みを進めることは重要なことです。

国際交流を深めるためには、国により異なる文化や価値観を否定せず、違いを認め合う感性が必要です。そのためには、市民一人ひとりが身近なことから異文化に対する理解を深めていくことが必要です。

また、平和な暮らしに欠かせないのが人権尊重の概念です。現在、戦争体験者も減少し平和に対する思いも薄れつつあります。人権が尊重される平和な社会を築くために、学習機会の提供や戦争体験資料を残していくなど、非核・平和宣言都市として市民の平和への意識が深まる取組みが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「つなぎあい とも 男女につくろう こころかようまち」

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、市民一人ひとりが性別や国籍、年齢、障がいなどに関わりなく、個性と能力を発揮し、ともに輝くことができる男女共同参画の視点が活かされた、豊かで活力ある社会を目指します。

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣習、しきたり、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等において、市民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かり合えることが重要です。

本市においても、男性も女性も対等な立場でいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、“つなぎあい 男女(とも)につくろう こころかようまち”の目標のもと総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

2 計画の基本方針

目標達成のための基本方針は、第3次上天草市男女共同参画推進計画を引き継ぎ、次の3つとします。

I 男女共同参画社会をめざす意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な役割分担意識の解消や、男女平等意識を高めるための啓発や教育の推進に努め、意識改革を図ります。

II 安心して暮らせる環境づくり

職場や家庭生活の中で、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、仕事と家庭の両立支援、DV・ハラスメントの防止、子育てや介護に対する支援など、誰もが安心して暮らせる環境づくりを目指します。

III あらゆる分野での男女共同参画の促進

さまざまな場面において女性が活躍できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発、また、あらゆる分野での女性の参画を促進し、活躍できる社会づくりを推進します。

3. 施策の方向性（体系図）

基本理念、基本方針に基づく施策の方向性を次の体系図に示し、具体的な施策を展開していきます。

＜体系図＞

目標	基本方針	No.	施策の方向性
つなぎあい 男と女もにつくろう こころかようまち	I 男女共同参画社会をめざす意識づくり	①	固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり
		②	男女平等教育の推進
		③	男女の人権尊重
		④	国際理解と交流の促進
	II 安心して暮らせる環境づくり	①	仕事と家庭の両立
		②	パートナーに対するあらゆる暴力の根絶 【DV 対策基本計画】
		③	子育て支援の充実
		④	男女の健康づくり支援
		⑤	高齢者等の生きがいづくりと生活支援
		⑥	安心して暮らせる環境の整備
	III あらゆる分野での男女共同参画の促進 【女性の活躍推進計画】	①	政策・方針決定の場への女性登用の促進
		②	雇用の場における男女共同参画の推進
		③	地域・社会活動への男女共同参画促進
		④	市の推進体制の強化

第4章 施策の展開

1. 具体的施策

(1) 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会をめざす意識づくり

ア 固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり

男女の人権に関する啓発事業や男女共同参画社会の実現への取組みが、地域社会や個人に十分に浸透していないため、今後は、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、男女共同参画とその必要性についてあらゆる媒体や、講演会、研修会の開催などを通して男女平等意識を高め、市民の意識改革を図ります。

具体的施策	内容	担当課等
男女平等意識の啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">市民、事業者を対象とした講演会、講座等を開催し意識啓発に努めます。男女共同参画週間にはフォーラムを開催し市民の意識啓発に努めます。広報紙及びホームページ等を活用して、男女共同参画意識の啓発に努めます。	市民課 社会教育課
男女共同参画の視点に立ったメディア表現の理解の促進	<ul style="list-style-type: none">男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成を促します。メディアリテラシーに関する啓発を図ります。	市民課
職員の男女共同参画に関する意識改革の促進	<ul style="list-style-type: none">市職員の各種研修会やフォーラム等への積極的な参加を図ります。	総務課
男女共同参画に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none">男女共同参画に関する意識実態調査・研究に努めます。男女共同参画に関する資料の収集及び提供を図ります。ジェンダーに関する調査・研究に努めます。	市民課

イ 男女平等教育の推進

誰もが男女共同参画について正しく理解できるよう、学校教育や社会教育において意識啓発活動を推進し、また、子どもが自立と思いやりの意識を育み、男女が互いの個性や意思を尊重できるよう、発達段階に応じた教育の推進に努めます。

具体的施策	内容	担当課等
学校における男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none">人権の尊重、男女平等、相互協力、理解についての教育を推進します。個性と能力が活かせる進路指導を推進します。	学務課
保育園における男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none">命を大切にし、人を思いやる心の育成を推進します。ジェンダーの視点に立った生活指導を推進します。	子育て支援課
家庭における男女平等意識の育成	<ul style="list-style-type: none">家庭における男女平等意識の育成するため、啓発用パンフレットを作成すると共に国や県の啓発冊子を配布します。自立を促す学習機会の充実に努めます。	市民課 社会教育課

地域における男女平等意識の育成	・地域、団体などに男女共同参画社会の実現に向けた研修会などを開催します。	社会教育課
生涯学習を通じた男女平等教育の推進	・市民が幅広く参加できるよう生涯学習情報の提供及びネットワークの整備を行います。	社会教育課

ウ 男女の人権尊重

男女共同参画社会の実現には、個人の意識づくりが重要な課題となります。そのため、広報紙やホームページなどを活用したり、講演会の開催など、男女共同参画についての理解を広げ、個人の意識づくりを目指すことが必要です。

就業環境をはじめとする社会環境を不快にさせ、社会活動を行う上で悪影響を与えているセクシャルハラスメント、モラルハラスメント、パワーハラスメントなどの人権侵害の根絶、性的指向・性自認（SOGI）やLGBT（性的少数者）についての理解に向けた取り組みの促進を図ります。

具体的施策	内容	担当課等
男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談及び救済の充実	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の推進を阻害する要因による人権相談の充実を図ります。 男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害の救済支援に努めます。 	市民課
性に関する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠、育児期における女性の心身の健康支援の充実を図ります。 思春期における性と生殖に関わる女性の心身の健康支援に努めます。 成人期、高齢期における性と生殖に関わる女性の心身の健康支援に努めます。 	健康づくり推進課
性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重に基づいた性教育に努めます。 からだと性に関する情報提供や意識啓発などに努めます。 青少年の性と人権尊重に関する意識調査を実施します。 	学務課 社会教育課 健康づくり推進課
人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市広報やホームページなどで人権擁護意識の啓発に努めます。 人権週間（12月4～10日）に講演会や学習会を開催し人権擁護意識の啓発に努めます。 人権相談事業の充実に努めます。 女性の悩み（カウンセリング）相談事業の充実に努めます。 生命を尊重する学習に努めます。 	市民課 社会教育課 子育て支援課 健康づくり推進課 学務課

工 国際理解と交流の促進

本市においても、国際的な視野に立った男女共同参画の推進を図ることが必要であり、21世紀の国際社会で活躍できる人材育成のためにも、長期的な視野による男女共同参画教育を推進していきます。

具体的施策	内容	担当課等
国際的な視野の育成	<ul style="list-style-type: none">・国際感覚豊かな人材を育成するため、国際交流事業を推進します。・男女共同参画関連の国際的な情報の収集、提供を図ります。・在住外国人との交流事業の充実に努めます。	企画政策課 社会教育課 市民課 関係各課
海外の女性問題の啓発学習の推進	<ul style="list-style-type: none">・発展途上国や先進諸国それぞれにおける女性問題について学習する場や情報の提供を図ります。・海外の女性問題や取組を学び日本の女性問題について改めて認識を深めるような事業の実施に努めます。	社会教育課
国際理解・多文化共生の促進	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し、多文化共生を目指した取組みについて検討します。	企画政策課

(2) 基本方針Ⅱ 安心して暮らせる環境づくり

ア 仕事と家庭の両立支援

男性が「家事・育児・介護」等に積極的に参画できるよう、家庭での固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男性の主体的な参画を重視した学習機会や啓発を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症禍による環境変化などを踏まえ、事業者の意識改革や、短時間労働やテレワーク等多様な働き方の推進を図ります。

具体的施策	内容	担当課等
企業等における両立支援の取組の促進	<ul style="list-style-type: none">・国、県等の関係機関と連携し、労働に関する法制度等の普及、啓発に努めます。・国、県等の関係機関と連携し、育児休業や介護休業など制度利用促進のための啓発に努めます。・国、県等の関係機関と連携し、女性が働きやすい就業環境の整備を図るよう啓発に努めます。・人権同和問題、男女共同参画に関わる事業者セミナーの開催について、周知啓発に努めます。・国、県等が開催する男女共同参画研修の情報提供を行います。・職場の男女共同参画状況調査を実施します。・事業者の意識改革、公平な採用やチャレンジの機会の付与の促進啓発に努めます。・短時間労働、フレックスタイム、テレワーク等の多様な働き方の啓発に努めます。	観光おもてなし課 市民課 総務課

仕事と子育て・介護の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の再就職準備セミナーの開催及び情報提供を行います。 多様な労働形態等のニーズに対応できる保育サービスの充実に努めます。 多様な労働形態等のニーズに対応できる介護サービスの提供に努めます。 	観光おもてなし課 子育て支援課 高齢者ふれあい課
家庭責任の男女共同分担の促進	・男性の料理教室を開催します。	健康づくり推進課
リフレッシュ事業の促進	・心身のリフレッシュ事業の促進（健康体操、軽スポーツ、趣味教養等）に努めます。	福祉課 健康づくり推進課 社会教育課

イ パートナーに対するあらゆる暴力の根絶

すべての人があらゆる人権侵害や暴力から解放され、人間として生まれながらに持っている権利を守っていけるように、人権侵害や暴力の発生を防ぐための啓発活動を推進し、同時に「DV防止法」の周知を図り、暴力を許さないという社会的認識の醸成や、被害者の理解を深めるための意識啓発を推進します。

具体的施策	内容	担当課等
パートナーに対する暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」実施時期における効果的な広報啓発活動に努めます。 「DV防止法」「男女雇用機会均等法」「ストーカー規制法」など関係法令の広報周知及び「DV対策ハンドブック」を作成すると共に活用に努めます。 リーフレット等を活用し、データDVの周知と啓発を実施することで、将来にわたるDV予防に努めます。 民生委員・児童委員等を対象とした研修会を開催します。 	子育て支援課 福祉課
DV被害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び相談員等の研修の充実に努めます。 DV防止対策地域協議会の充実及び庁舎連絡体制の整備に努めます。 熊本県、警察署等の関係機関との連携強化に努めます。 市営住宅の優先入居について、関係課と検討を行います。 	子育て支援課
ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 様々なハラスメントの防止に向けた学習会や研修会を開催します。 女性相談事業の充実に努めます。 	総務課 子育て支援課
防犯に配慮した安心・安全な環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 警察署等との連携による地域防犯対策の充実に努めます。 PTAや地域住民の協力による地域パトロール等安全確保のための取組みに努めます。 	危機管理防災課 学務課

ウ 子育て支援の充実

多様な家族形態への支援や福祉政策の充実と併せ、地域の中で安心して子育てをすることができる環境づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課等
子育てに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">・保護者が安心して子育てできるよう児童相談の充実に努めます。・乳幼児健診、育児学級においての年齢に応じた情報提供を図ります。	子育て支援課 健康づくり推進課
子育てしながら働き続けられる条件整備	<ul style="list-style-type: none">・多様な就労形態に対した保育時間の充実に努めます。・各施設において、子育てに関する情報提供と相談に応じます。・育児と仕事を両立できるように、病後児保育の充実に努めます。・放課後児童健全育成事業について、広く周知を図るとともに、事業内容の充実に努めます。・子育て等を支援するための休暇、休業制度を周知するとともに、導入促進を図ります。	子育て支援課 観光おもてなし課
子育て世代の社会参加の促進とネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">・公共の建物等にベビーベッドやベビーチェアの設置に努めます。・市主催事業の際の、保育ルームの開設等の拡充を図ります。・市主催事業は、保護者の参加しやすい開催日時等の配慮に努めます。・男性の家事、育児、介護や地域活動への参画を促します。	子育て支援課 学務課
ひとり親家庭に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・各施設において、子育てに関する情報提供と相談に応じます。・広報やホームページなどを活用して、各種手当てや貸付制度等を周知するとともに、利用促進に努めます。	子育て支援課
子どもの虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・子どもの虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、上天草市虐待防止対策協議会の充実を図ります。	子育て支援課
子育て支援者的人材育成と活用	<ul style="list-style-type: none">・ファミリー・サポート・センター事業について、広く周知を図るとともに、共働き家庭などの子育て支援の充実に努めます。	子育て支援課

エ 男女の健康づくり支援

男女がお互いの生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう、更なる個人のエンパワーメントを推進します。また、市民の健康増進やコミュニティの充実に役割を果たすスポーツ活動の充実のために、既存の健康づくり・保健事業の周知・啓発や専門施設の整備を推進します。

具体的施策	内容	担当課等
保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none">男女の性とともに理解し、尊重しあう意識を育てるため、あらゆる学習の場を通じた啓発活動を推進します。ライフサイクルに応じた検診体制の充実を図り健康管理を推進します。各種健康診査事業などに多くの市民が参加できるよう、広報活動を充実させ健診促進を図ります。妊娠、出産等にかかる健康支援の充実に努めます。不妊、家族計画、性に関する相談窓口の明確化に努め、女性の心身の健康支援の充実を図ります。母子保健の充実に努めます。保健活動に関するマンパワーの確保と地区組織等の育成を推進します。保健、介護、医療等の関係機関の連携体制の強化に努めます。	健康づくり推進課 学務課 高齢者ふれあい課
生涯にわたる性に関する健康と権利の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">母性保護に関する情報の提供に努めます。リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発活動を推進します。	健康づくり推進課
スポーツによる健康づくりの振興	<ul style="list-style-type: none">生涯スポーツ大会の開催、団体間交流支援の推進を図り、健康づくりを支援します。スポーツ施設の周知を図り活用及び整備を推進します。	社会教育課

オ 高齢者等の生きがいづくりと生活支援

今後更なる高齢化の進行が予測される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らることは、誰もが望むことです。高齢者のニーズを十分に把握したうえで、多様な在宅支援サービスの充実など、各種サービスの充実を図ります。

また、高齢化の進行によって看護・介護を必要とする家庭は益々増大しており、介護の問題と同様に、介護と仕事が両立できる雇用環境の整備を推進します。

具体的施策	内容	担当課等
介護保険サービス・障害福祉サービスの円滑な推進	<ul style="list-style-type: none">「上天草市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づいて、介護保険サービスの充実を図ります。「上天草市障害福祉計画及び上天草市障害児福祉計画」に基づいて、障害福祉サービスの充実を図ります	高齢者ふれあい課 福祉課
介護に対する固定的な性別役割分担意識の解消	<ul style="list-style-type: none">男女が共に介護を担う社会づくりのため、家庭介護に関する講座等の充実を図ります。家族全員が介護に関わることを促す啓発活動の充実を図ります	高齢者ふれあい課

介護予防を重視する 介護保険対象外サー ビスの積極的な展開	・介護予防を重視する介護保険対象外サービスの積極的な 展開を推進します。	高齢者ふれあい課
権利擁護対策の推進	・社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の 啓発の充実を推進します	高齢者ふれあい課
高齢者等の生きがい づくり対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター活用を促進します。 ・障害者就労支援事業所製品の利用促進に努めます。 ・高齢者の自立を支援する環境の整備を図ります。 ・障がい者の自立を支援する環境の整備を図ります。 	高齢者ふれあい課 福祉課

力 安心して暮らせる環境の整備

高齢者及び障がい者への支援や、男女共同参画の視点から介護をする側への支援の充実、また、公共施設の整備や自然及び生活環境に配慮したまちづくりを推進するなど、安心、安全に暮らせる環境づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課等
人にやさしいまちづ くりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通バリアフリーの整備を推進します。 ・高齢者や障がいのある人等による施設や道路の点検を 実施し、その声を反映させる取組を検討していきま す。 ・福祉のまちづくりを推進します。 	建設課 福祉課
安心して生活できる 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）生活サポート（補装具・日常生活用 品）の給付支援を推進します。 ・視覚障がい者等のガイドヘルパー派遣事業周知を図り ます。 ・ホームヘルプサービス事業の周知を図り、サービス内 容の充実を図ります。 ・入浴サービス事業の周知を図り、サービス内容の充実 を図ります。 ・家族介護支援事業などの周知を図るとともに、活用を 推進します。 ・障がい者地域活動支援センターの充実及び就労移行支 援を推進します。 ・障がい者（児）相談支援事業の周知を図り、活用を推 進します。 ・障がい者等居宅介護（ホームヘルプサービス）事業の 周知を図り事業内容の充実に努めます。 ・コミュニティ支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣 事業）の周知を図り事業内容の充実に努めます。 ・障がい者、高齢者住宅改造の支援を推進します。 ・日中一時支援事業（障がい児等の一時預かり事業）の 充実を推進します。 ・国民健康保険や老人医療事業の健全運営と啓発・相談 体制の充実を推進します。 	福祉課 高齢者ふれあい課 健康づくり推進課

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の普及啓発及び対象者への適切な完全適用の促進・相談体制の充実を推進します。 ・健康管理のための情報提供と啓発活動の充実を図ります。 	
安心して暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然及び生活環境に配慮したまちづくりを推進します。 ・公共施設（住環境、道路、公園など）のユニバーサル・デザイン化を推進します。 ・防災等に配慮したまちづくりを推進します。 	企画政策課 環境衛生課 危機管理防災課 関係各課

(3) 基本方針Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の促進

ア 政策・方針決定の場への女性登用の促進

ここでは、平成27年に策定された「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画に位置づけ、性別などにとらわれず一人ひとりが能力を発揮するため、就労条件や就業環境に関する啓発と改善に向けた取り組みを推進します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及・啓発や、女性の立場からの意見や価値観が反映されるよう、女性の参画を積極的に働きかけるとともに女性自身が意欲と能力を高められるよう、女性のエンパワーメントを推進します。

さらに、少子高齢化が進む中、就労形態やライフスタイルの多様化に対応した子育て・介護の支援体制の充実を図るとともに、高齢者や障がい者の社会参画の機会を拡大することにより、自立し安心して暮らしていくための施策を推進します。

具体的施策	内容	担当課等
政策・方針決定過程における多様化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現のため、市の施策、方針決定過程への女性の積極的登用を促進します。 ・男女共同参画社会の実現のため、市民、事業者等における取組への支援と協力を推進します。 ・働く女性が能力を発揮できるよう、国や県、関係機関の状況調査及び資料の収集と提供に努めます。 ・男性が主体となっている委員会に対し、委員公募制の導入を提言し、女性委員の積極的登用を促進します。 ・国、県が主催する研修会への参加を支援し、男女共同参画を推進するリーダーの育成に努めます。 	市民課 全課
さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな分野へチャレンジする意欲を促進するため、身近なチャレンジ事例の情報収集、提供に努めます。 ・広報やホームページなどを活用して、チャレンジ支援施策の周知、広報に努めます。 	市民課 全課
市政への住民参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の現状及び課題を把握するため、市ホームページの市政への意見、提言ポストの活用普及に努めます。 	総務課

イ 雇用の場における男女共同参画の推進

男女の平等な雇用機会の創出に向けて、職場環境の改善について事業所などへの啓発や働く女性への支援を推進します。

具体的施策	内容	担当課等
労働に関する基本的権利等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等の関係機関と連携し、各事業所などへ男女雇用機会均等法、労働関係法令や制度の周知を図ります。 ・国、県等の関係機関と連携し、各事業所などへ労働基準法における母性保護規定の周知を図ります。 ・国、県等の関係機関と連携し、各事業所などへパートタイム労働や派遣労働に關わる啓発を推進します。 	観光おもてなし課
女性の就業能力の開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業能力の向上のため、パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の周知に努めます。 ・起業を志す女性のための学習、情報の場を提供します。 ・女性が再就職するための、ハローワークの就職情報や就職支援に関する情報の提供に努めます。 	観光おもてなし課 農林課
働く女性への情報提供・相談業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による相談業務を推進します。 	観光おもてなし課
ポジティブ・アクションの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等に対する積極的改善措置の実施に向けた啓発活動を推進します。 	観光おもてなし課
農業・林業・水産業・商業・工業等における働きやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・各種(農林・水産・漁業・商工)団体役員への、女性の登用促進の継続及び女性職員の採用拡大に努めます。 ・女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会の開設や情報提供に努めます。 ・生産組合等の推奨など継承者が育つ環境づくりに努めます。 ・女性の生産活動を促進する直売所等の充実の支援を推進します。 ・家族経営協定促進に関する啓発を推進します。 ・パートタイム労働・家内労働等の労働条件の向上の啓発に努めます。 ・多様な就労形態に関する情報の収集・提供を図ります。 ・女性の継続就労や企業セミナーなどによる女性起業支援を推進します。 	観光おもてなし課 農林課 みなと・水産課

ウ 地域・社会活動への男女共同参画促進

価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、地域における心のふれあいや地域住民の連帯を図り、あらゆる場において、男女がともに企画・立案段階から参画し、様々な意見を意思決定過程に反映できる社会づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課等
地域活動及びボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域を基盤として活動している市民活動団体への支援を推進します。・ボランティア活動を促進する気運の醸成の推進に努めます。・広報やホームページなどを活用して、地域活動への参加を促進するための広報、啓発活動の推進に努めます。・社会福祉協議会との連携強化に努めます。	企画政策課 社会教育課 福祉課
男女がともに担う地域社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・地域活動の拠点となる施設の環境整備を推進します。・活動団体の支援とPRの強化を推進します。・広報やホームページなどを活用して、地域活動への参加を促進するための広報、啓発活動を推進に努めます。・国、県等の関係機関と連携し、NPOに関する情報提供等の支援に努めます。・健康づくり、スポーツ・レクリエーション事業の充実を図ります。	企画政策課 社会教育課 健康づくり推進課 市民課
防災・復興の場における女性参画	<ul style="list-style-type: none">・消防団等への女性の登用を促進します。	危機管理防災課

エ 市の推進体制の強化

本市において、女性委員が仕事を通じて様々な経験や成長の機会を持ち、その個性と能力を十分に發揮することは、組織の活力向上に不可欠な要素であるだけでなく、地域社会における政策方針決定過程への女性の参画拡大という点でも重要な意義を有しています。

今後は、審議会等の女性委員の登用を含め、意思決定の場への女性参画を推進します。

具体的施策	内容	担当課等
市政等に関わる政策・方針決定過程への女性市民の参画拡大	<ul style="list-style-type: none">・市の各種審議会等への女性委員の積極的な登用を推進します。・審議会等委員の市民公募を実施するよう各課に要請します。・各種条例、計画、方針決定過程への市民参画、市民意見の把握に努めます。	全課
市政等に関わる政策・方針決定過程への女性職員の参画拡大	<ul style="list-style-type: none">・女性職員が管理職を目指しやすい環境整備を進め、女性管理職登用を積極的に推進します。・各種会議やプロジェクトへの女性の参画を推進します。	全課 総務課 市民課

	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分担を解消するため、女性の職域拡大、職務分担の見直しを図ります。 	
職場環境のモデル職場として、男女共同参画の確立	<ul style="list-style-type: none"> 育児、介護休業に関する認識の醸成を図り、男女ともに取得しやすい職場環境整備を図ります。 育児休業、介護休業取得者への復帰支援を推進します。 「働きやすい職場づくり」を進めるため、旧姓使用の選択を可能とする制度の運用を図ります。 ハラスメント防止窓口の設置、ハラスメント研修の実施に努めます。 短時間勤務、テレワーク等の利用を促進します。 	総務課

2 成果指標

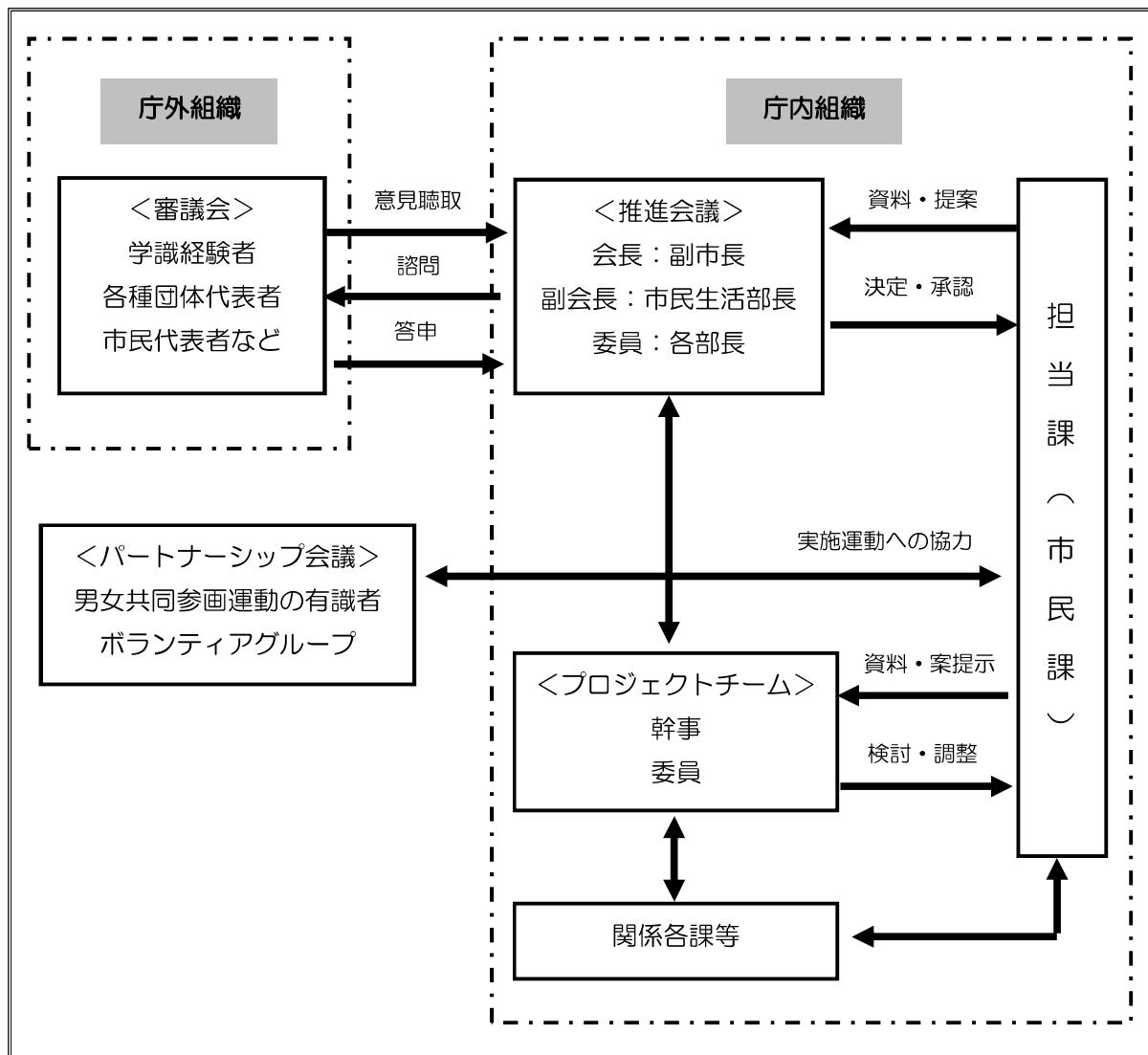
項目	計画策定時 実績（R3）	2027（R9） 年度目標値
基本方針Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり		
男女共同参画に関心がある市民の割合（市民意識調査）	30.8%	35%
男女共同参画フォーラム参加者数	—	200人
人権講演会参加者数	174人	200人
男女共同参画を校内研修テーマに採用した学校の割合（小中高）	100%（小中）	100%
あらゆる場面で「平等になっている」と感じる人の割合（市民意識調査）	—	30%
基本方針Ⅱ 安心して暮らせる環境づくり		
ゲートキーパー養成研修開催数（参加者数）	—	2回（80人）
男性の料理教室開催数（参加者数）	0回	8回（80人）
放課後児童クラブ（学童保育）実施箇所数	10箇所	12箇所
乳がん・子宮頸がん検診受診率	乳がん	9.2%
	子宮頸がん	14.1%
子育てに不安や負担を感じない人の割合（市民意識調査）	—	45%
地域の子育て支援組織の活動団体数	—	16団体
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らさると感じている人の割合（市民意識調査）	57.5%	65%
【参考】特設人権相談所開設数	9回	—
【参考】なんらかのDVを受けたことのある男女の割合（市民意識調査）	男性 27.1% 女性 30.8%	— ※5年に1度の調査
基本方針Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の促進		
審議会等における女性委員の登用率（202条の3）	25.4%	30%
消防団員における女性の割合	0.9%	1.2%
行政区長における女性の割合	5.1%	6%
小中学校PTA会長における女性の割合	2人（12.5%）	3人
市の係長級以上の職員全員に占める女性の割合	17.6%	22%
市の課長補佐級以上の職員全員に占める女性の割合	20.4%	20%
市の新規採用者に占める女性の割合	53.3%	男女差なく
市職員の男女別平均勤務年数	男性：17年1月 女性：13年4月	男女差なく
市の男性職員の配偶者出産休暇等の取得率	42.9%	45%
市の男性職員の育児休業取得率	1人	1人以上
【参考】市議会議員における女性の割合	12.5%	—
【参考】市の農業委員における女性の割合	18.2%	—
【参考】市の職員採用試験受験者に占める女性の割合	40.2%	—

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

庁内の連携を図り、目標達成のため計画を推進していきます。

〈推進体制組織図〉



2 計画の進行管理・評価

計画の進捗状況について、各担当課へ実績の評価・報告を求め、進捗管理を行い、年次報告として公表をします。また、状況の変化による計画の見直しなど、必要に応じて市民に対する意識調査を実施し、計画の進捗状況を確認しながら、市民、事業者、各種団体等及び市職員の、計画に対する理解を深め、男女共同参画社会の実現を目指します。

＜資料編＞

日本国憲法（抄）

公布 昭和22年11月3日

施行 昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、國民の厳肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永遠にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。

第13条 すべての國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての國民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 結婚は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに結婚及び家族に関するその他の事項については、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保障する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲

内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようになりますことを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深める
よう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画
社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性
別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害さ
れた場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調
査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進す
るように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際
機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を
図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間
の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他
の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画
社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大
臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及
び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるとき
は、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第1号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成13年1月6日）

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30

条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

【以下省略】

熊本県男女共同参画推進条例

平成13年12月20日条例第59号

前文

第1章 総則（第1条—第14条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第15条—第24条）

第3章 熊本県男女共同参画審議会（第25条—第27条）

第4章 雜則（第28条）

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあって、県民一人一人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第10条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第12条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第13条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第14条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第15条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聽かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第16条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第17条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介

護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第18条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第19条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第20条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第22条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第23条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第13条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第1項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第2項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第24条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第25条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 第23条第1項の苦情の処理に関する事項
- (3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第4章 雜則

(雑則)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第15条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

上天草市男女共同参画社会推進条例

平成20年9月24日条例第30号

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第11条—第21条）

第3章 上天草市男女共同参画社会推進審議会（第22条—第28条）

第4章 雜則（第29条）

附則

日本国憲法においては、基本的人権のひとつとして個人の尊重と男女の平等がうたわれている。しかしながら、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っている。また、少子高齢化社会や地域社会の変化、情報技術の急速な発展などに対応していくうえで、男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において対等に協力し、責任と喜びを分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を発揮することができる社会の実現が緊急の課題である。

上天草市においては、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できるまちの実現に向けて、市民、事業者及び行政が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本理念を定め、上天草市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 国籍を問わず、市内に在住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

- (5) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成については、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき促進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行の見直し 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう必要に応じて見直されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動とを両立して行うことができる。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な協調の下に行われること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われる家庭
 - イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
 - ウ 配偶者間における身体的又は精神的苦痛を与える暴力的な行為がなく、家族一人ひとりがお互いの人権を認め合う家庭
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できるいきいきとした職場
 - イ 社会の支援の下に、男性も含めた働き方の見直しが行われ、育児休業、介護休業等を

男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できる職場

ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働く職場

エ 男女が方針の決定に共に参画できる職場

(3) 学校において実現すべき姿

ア 一人ひとりの個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進される学校

イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校

ウ 性別にとらわれず、進学や就職に関し多様な選択ができるような進路指導が充実される学校

エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校

オ 教職員の研修の機会が増進され、男女共同参画社会の形成が促進される学校

(4) 地域社会において実現すべき姿

ア 一人ひとりの人権が尊重されるとともに、性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会

イ 社会の支援の下、男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことにより、心豊かで活力にあふれ安心して暮らせる地域社会

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図るよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市、市民及び事業者の協働)

第8条 市、市民及び事業者は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により、男女共同参画社会の形成の促進を協働して行うものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画推進計画の策定等)

第11条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画推進計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援と推奨)

第13条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を促進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、第6条及び第7条の規定による責務を顕著に遂行している市民、事業者に対し、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聴いて、男女が共に生きる社会づくり推進モデル（以下「推進モデル」という。）として推奨することができる。

(家庭生活と職業生活等の両立の促進)

第14条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第15条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(市の附属機関等における積極的改善措置)

第16条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないようにすることにより、男女が共に政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第19条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、上天草市男女共同参画週間（以下「男女共同参画週間」という。）を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、1月24日を含む1週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理等)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権を侵害されたことについて、苦情又は相談（以下「苦情等」という。）があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

3 市長は、第1項に規定する苦情等の申出があった場合において、その処理のため必要があると認めるときは、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聞くものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 上天草市男女共同参画社会推進審議会

(審議会の設置)

第22条 男女共同参画社会の形成促進に関する重要な事項について調査審議するため、上天草市男女共同参画社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定に関する事項。
- (2) 推進モデルの推奨に関する事項。
- (3) 第20条の苦情等の処理に関する事項。

- (4) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第24条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適當と認める者

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

第4章 雜則

(雑則)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例の廃止)

- 2 上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例（平成18年条例第5号）は廃止する。

(上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された審議会の委員である者は、施行日に上天草市男女共同参画社会推進条例（以下「新条例」という。）第24条第2項の規定により審議会の委員として委嘱された者とみなし、その任期は、新条例第25条の規定にかかわらず、施行日前における旧条例の審議会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則（平成24年2月22日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第1号抄）

この条例は、平成29年4月1から施行する。

上天草市男女共同参画社会推進会議設置要項

平成18年3月31日訓令第7号

(設置)

第1条 男女共同参画社会形成の促進に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、上天草市男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する取組方針の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、市民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、部長の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は会務を総理し、推進会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じ召集し、会議の議長になる。

- 2 会議に、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 推進会議の下にプロジェクトチームを置く。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成21年3月30日訓令第31号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

上天草市男女共同参画社会推進プロジェクトチーム設置要項

平成16年10月12日訓令第29号

(目的)

第1条 社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で男女がお互いにその人格を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進のため、庁内に「男女共同参画社会推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置し、関係各課等相互間の連絡及び調整を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会の総合的かつ効果的な施策及び推進に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、次の各課等の長及び職員をもって組織する。

- (1) 総務課
- (2) 企画政策課
- (3) 観光おもてなし課
- (4) 農林課
- (5) 建設課
- (6) 環境衛生課
- (7) 市民課
- (8) 福祉課
- (9) 健康づくり推進課
- (10) 高齢者ふれあい課
- (11) 学務課
- (12) 社会教育課
- (13) 上天草総合病院

2 プロジェクトチームに座長を置き、市民課長がこれに充たる。

(幹事及び委員)

第4条 プロジェクトチームに幹事及び委員を置く。

- 2 幹事は、前条第1項に規定する課等の長をもって充てる。
- 3 委員は、前条第1項に規定する課等の長の推薦する職員1人をもって充てる。
- 4 座長が必要と認めたときは幹事及び委員を増員できるものとする。

(会議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、座長が必要と認めたとき、座長が招集する。

- 2 会議には、座長が必要と認めたときは専門的知識を有する者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第30号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第8号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第7号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

用語の説明

用語	説明
固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的にきめること。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により男性・女性の役割を決めていく例。</p>
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。環境や集団の中で無意識のうちに脳に刻みこまれ、既成概念・固定観念となっていく。
エンパワーメント	個人が自らの状況の中で問題を自覚し、それをもたらしている社会の構造に気付き、変えようと行動するための能力・力をつけること。男女共同参画においては、女性が様々な技術や知識を身に付けることで、社会で担う役割を多様化させ、地位や発言力等の向上を目指すことなどをいう。
NPO	民間非営利組織のこと。政府・自治体や私企業とは独立した団体として、市民・民間の支援のもとで、医療、福祉、環境、まちづくりなどの社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。
パートナーシップ	行政、市民、団体等が、互いの主体性や特性を尊重しながら対等な関係で連携、協力してより良いものを作り上げていこうという考え方。
ジェンダー（社会的・文化的性別）	人間は生まれについての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的性別」（ジェンダー／gender）という。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
女子差別撤廃条約	男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした条約。1979年の国連総会において採択され、日本は1985年に締結した。締結国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善し、実質的な機会均等を実現するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する暫定的な措置のこと。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。

用語	説明
男女雇用機会均等法	女子差別撤廃条約を批准する条件を整備するために、雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保、女性労働者の職業能力の開発・向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活の調和を図ることなどにより女性労働者の福祉を増進させることを目的とした法律。
ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）	配偶者、恋人その他親密な関係にある、又はあったものに対して、身体的、精神的等の苦痛を与える暴力のこと。身体的暴力（殴る・蹴る・刃物で脅す等）、精神的暴力（無視する・大事なものを壊す・交友関係を規制する等）、性的暴力（性的行為を強要する・避妊に協力しない等）、経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを規制する・お金を取り上げる等）がある。
セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）	性的言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為。
性的指向・性自認（SOGI）	性的指向は、人の恋愛・性愛の対象がいずれの性別に向かうのかを示す概念。性自認は、自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念。それぞれの頭文字から「SOGI」とも呼ばれる。LGBTなどの少数派だけでなく多数派も含めたすべての人の性についての属性を表す呼称。
LGBT（性的少数者）	女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、トランスジェンダーの各単語の頭文字を組み合わせた表現で、代表的な性的少数者を表すものとして用いられる。
ファミリーサポートセンター	働く人々の仕事と家庭の両立、特に育児との両立を手助けすることを目的として、「育児の援助が必要な人（依頼者）」と「育児の援助ができる人（援助者）」に登録してもらい、必要に応じて援助者を紹介し、子育ての相互援助活動を促す事業のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれておりまた、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が広く議論されている。なお、我が国では、中絶の自由を認めるものではない。
マンパワー	人的資源のこと。
地域福祉権利擁護事業	痴呆性高齢者、知的障がい者、精神障がい者、判断能力が十分でない方へ、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業のこと。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障がい者だけでなく、すべての人が快適に利用できる製品や機能等のデザインのこと。

上天草市男女共同参画都市宣言文

藍より青い海『“人”と“海”のふれあうまち』に住むわたしたちは、
お互いの人権を尊重しあい、自分らしく生きる喜びを感じ、安心して心豊
かに暮らせる「つなぎあい とも 男女につくろう こころかようまち」を基本
理念として、上天草市の男女共同参画の実現をめざすため

- 一、一人ひとりがお互いに尊重しあい、家事・子育て・介護などに
参画し、幸せな家庭をめざします。
- 一、お互いに人権を尊重することの大切さを学び、個人の意思や能力
を生かすことが出来る学校をめざします。
- 一、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別に関係なく、個性・能
力・意欲などが発揮できる職場をめざします。
- 一、とも 男女に、認めあい、支えあい、一人ひとりが自分らしくいきいき
と暮らせる住みよい地域をめざします。

今、ここに「上天草市男女共同参画都市」を宣言します。

平成21年1月24日



第4次上天草市男女共同参画推進計画

発行 上天草市

編集 上天草市市民生活部市民課市民係

〒861-6192 熊本県上天草市松島町合津7915番地1

TEL: 0969-28-3367

FAX: 0969-56-2291

上天草市ホームページ: <http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/>